

北信越大学サッカー連盟各種規則抜粋版

- | | |
|---|---|
| 1 北信越大学サッカー連盟試合運営規程 | 5 Iリーグ北信越大会実施要項 |
| 2 北信越大学サッカー連盟競技会運営規程 | 6 全日本大学サッカー新人戦北信越大会実施要項 |
| 3 北信越大学サッカーリーグ実施要項 | 7 北信越大学サッカー連盟運営規約 |
| 4 北信越大学サッカー選手権大会 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会 実施要項 | <p>各ページの右上にある
JUFA_HOKUSHINETSU のロゴ
をクリックすると、このページ
に戻ります。</p>  |

各種規則及び規則内項目へのリンク

運営規約	第二章 登録	第三章 事業	第四章 資産及び会計
	第五章 評議員	第六章 役員	第七章 理事会
	第八章 運営委員及び運営委員会		第九章 参与
	第十章 事務局	第十一章 委員会及び部会	第十二章 司法機関
競技会運営規程	第2節 競技会の形式	第3節 試合の主管	第4節 試合の運営
	第5節 表彰及び懲戒	6節 実施要項の作成	第7節 賠償責任の制限
	第8節 競技会の事務局	第9節 競技会の運営計画	第10節 その他(みなし開催)
試合運営規程	三 試合会場の設営	四 試合エントリー	五 ピッチインスペクション
	六 マッチコーディネーションミーティング		七 試合の運営
	八 試合結果の報告	九 試合運営費の支払い	
リーグ実施要項	総理大臣杯実施要項	Iリーグ実施要項	新人戦実施要項
六 開催期間	六 開催期間	六 開催期間	六 開催期間
七 競技規則	リーグ実施要項「七 競技規則」参照		
八 競技会形式	八 競技会形式	八 競技会形式	八 競技会形式
九 マッチオフィシャル	リーグ実施要項「九 マッチオフィシャル」参照		
十 参加(出場)資格	十 参加(出場)資格	十 参加(出場)資格	十 参加(出場)資格
十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)	十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)	十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)	十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)
十二 表彰	十二 表彰	十二 表彰	十二 表彰
十三 懲戒	十三 懲戒	十三 懲戒	十三 懲戒

北信越大学サッカー連盟試合運営規程

一 総則

北信越大学サッカー連盟が主催する競技会の各試合を円滑に実施するため試合運営規程を定める。

二 主管試合の運営

- 1 試合は、各競技会事務局が指定したチームを本拠地チーム(以下、主管チームという)として、所属県大学サッカー連盟及び所属県サッカー協会が主管して行われる。
- 2 主管チームは、主管試合を円滑に運営するため、試合エントリーされていない人員 1 名以上を運営担当者として確保しなければならない。
- 3 前項による運営担当者の 1 名は、原則として JFA4 級以上の審判員資格を有する者とする。
- 4 審判員が 4 名未満になった際は、本拠地運営担当者を審判員代行者として次の通り対応するものとする。
 - (1)副審若しくは第 4 の審判員が、主審又は副審を代行する
 - (2)本拠地運営担当者が、第 4 の審判員を代行する
 - (3)なお、不足する場合は運営担当者が、副審 2 を代行する。この場合、副審 1 が第 4 の審判員を兼務するが、選手交代手続き及びアディショナルタイムの表示は主管チーム副運営担当者又は試合エントリー選手以外の人員が行う

三 試合会場の設営

主管チームは、ピッチ作成をはじめとする会場設営をキックオフ予定時刻の 90 分前までに完了しなければならない。

四 試合エントリー

試合に出場する選手(交代要員の選手を含む)と試合中更衣室及びテクニカルエリア(以下、TA という)に入ることができる役員(以下、役員という)は次の各号の通りとし、チームは試合ごとに選手と役員のリストを運営本部へ届け出なければならない(以下、試合エントリーという)。

- (1)試合エントリーは、やむを得ぬ理由がある場合を除き、キックオフ予定時刻の 90 分前までに行われなければならない。やむを得ぬ理由があった場合を含めて、試合エントリーの遅れがあった場合は、

MC はその旨を MC 報告書で報告しなければならない。

- (2)試合エントリーできる役員は 5 名以内とし、選手の数には次の通りとする。
 - ①試合エントリーできる選手は、20 名以内とする。
 - ②何れの試合においても、試合エントリーできる外国籍選手は 5 名以内とする。ただし、同時に出場できる外国籍選手は 3 名以内とする。
 - ③試合エントリーの際は、JFA 選手証(電子登録証を含む)の確認ができなければならない。
- (3)出場資格について疑義がある場合は、当該試合への出場を認めず、所属チームからの申し出により北信越大学サッカー連盟理事会が審議する。

五 ピッチインスペクション

キックオフ予定時刻の 80 分前から審判員によるピッチインスペクションを行う。ピッチインスペクションには主管チーム運営担当者が同行し、審判員からピッチや用具の補修又は修正の要請があった場合には、直ちに対応しなければならない。MC のピッチインスペクション同行は任意とする。

六 マッチコーディネーションミーティング

- 1 キックオフ 70 分前から、審判団並びにマッチコミッショナー(以下、MC という)及び当該試合にエントリーされた両チーム役員各 1 名が参加してマッチコーディネーションミーティング(以下、MCM という)を実施しなければならない。
- 2 MCM の運営は、次による。
 - (1)やむを得ぬ理由により、試合エントリーされた役員が出席できない場合は、チームの主将又は主務(運営委員)の代理出席を認める。
 - (2)MCM には、役員以外に各チームの主将又は主務(運営委員)1 名の参加が認められる。
- 3 MCM の運営は、資料作成を含めて試合の主管チーム運営担当者が行ない、次の事項について確認又は情報共有をしなければならない。

- (1)試合エントリーされた選手と役員の確定

MCM において対戦両チームの選手及び試合中テクニカルエリアに設置されるベンチに着席できる役員が確定するものとし、MCM 終了後の選手及び役員の変更は認められない。ただし、やむを得ぬ理由(ウォームアップ中に先発選手に負傷や突然の疾病症状発症等)が生じた場合は、試合エントリーされている交代要員と交代することができる。この交代は、次によ

る。

ア この交代は、ゲーム中の交代回数には含まれない。ただし、交代となった選手は当該試合に出場できない。

イ このことによる交代要員の追加補充はできない。

ウ 交代要員として試合エントリーされている選手の変更(追加補充)は、認められない。

エ 医療スタッフ(トレーナーを含む)として登録された役員がその職務を遂行できなくなった場合(理由不問)は、新たな医療スタッフと交代することができ。試合エントリーされた役員の交代は、医療スタッフに限り認められる。

オ 何れの場合も、当該チーム運営委員が主審及びMC(以下、MO という)の承認を得た後、相手チームと運営本部に報告しなければならない。

4 対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており、判別しがたいと主審が判断したとき、主審は当該試合で両チームが使用するユニフォームを次により決定することができる。この場合、原則として主管(本拠地)チームが優先される。

(1)主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

5 使用する選手の用具の緩和措置(JFA2020年3月18日発信「選手の用具に関する運用緩和について」)は、次の通りとする。

(1)ソックスにテープ又はその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。

(2)チームとして同色であれば、FPは競技規則「第4条競技者の用具(3)色」で定められているアンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツと異なる色のものを着用することができる。この場合、アンダーシャツとアンダーショーツ/タイツは同じ色でなくてもよい。

(3)フィールドプレーヤーがGKの交代要員として試合に出場する際は、次のいずれかを適用することができる。

①当該試合で使用されていないFP用シャツ(交代要員の番号)を着用する

②当該試合に登録されていない番号のGK用シャツを着用する

③ビブス(交代要員の番号)を着用する

④ビブス(当該試合に登録されていない番号)を着用する

る

⑤GKが着用するシャツ又はビブスは、他のプレーヤーと明確に区別できると主審が判断する色のものではないなければならない。

⑥GKのシャツについては、(ア)→(イ)→(ウ)→(エ)の順に対応するものとする。このため、MCMにおいて、①で対応できるか確認するとともに、対応できない場合の処理についても確認(準備)しておくことが望ましい。

⑦前②、③又は④の規定が適用された場合、公式記録備考欄にこの旨を記載するとともに、MCはMC報告書でこの旨を報告しなければならない。

6 MO及び両チーム間で気象情報を共有し、飲水タイム又はクーリングブレイクの有無を確認する。

(1)試合時間帯の気象情報、特に高温、雷、大雨及び暴風等の試合の継続に影響を及ぼす恐れのある情報を共有し、対応を確認する。

(2)気温の上昇(目安として、日陰の気温25℃以上)が予想される場合は、両チームの役員及びMOの合意を得て、前後半にそれぞれ1回ずつの飲水タイム又はクーリングブレイクを設けることができる。やむを得ぬ理由により、役員が不在の場合は、チームの主将又は主務(運営委員)が合意に加わることができる。

(3)飲水タイムは両チームと主審の合意があれば、目安の気温以下でも実施できるものとし、ピッチとその周辺部において、水以外の飲料による水分を補給することが施設で認められている場合は、これを認める。水以外の飲料による水分補給を認める場合は、MCMにおいて確認しなければならない。

七 試合の運営

試合は、次により行われる。

(1)試合は、前後半各45分の合計90分で行われる。主管チームはハーフタイムについて、次のいずれかを選択できる。

①ハーフタイム15分間確保

②前半キックオフ時刻の60分後に後半を開始する

(2)トーナメント戦において、90分間の試合終了時に同点の場合は、次により、次回戦進出チーム又は3位若しくは優勝チームを決定する。

①1回戦、2回戦及び3位決定戦では、ペナルティマークからのキック(以下、KFPMという)を行い、次回戦進出チーム又は3位のチームを決定する。

②準々決勝以降の試合においては、前後半各10分間

合計 20 分間の延長戦を行ない、なお決しない場合は、KFPM により、次回戦進出チーム又は 3 位若しくは優勝チームを決定する。

- ③延長戦及び KFPM に入るまでのインターバルの目安は、5 分間以内を目安とし、選手はいずれもピッチに留まることとする。
- (3)試合中の選手交代は、試合エントリーされている交代要員から 5 名まで、交代回数は 5 回まで認められる。
- (4)延長戦が行われる場合は、前号による規定に加えて試合エントリー選手から 1 名の追加交代が認められる。90 分間の試合中に使わなかった交代人数と、残りの交代回数は延長戦に繰り越すことができる。
- (5)試合中のテクニカルエリアの使用は、次による。
 - ①試合エントリーされている選手と役員だけが、試合中 TA に設けられたベンチに着席できる。
 - ②試合中、ベンチに着席する役員と選手は、ピッチ内の選手及び審判員と区別できる服装又はビブスを着用しなければならない。
- (6)試合中の負傷等については、各チームで対応するものとし、主審から認められた場合は、TA にいる役員 2 名がピッチ内に入ることができる。ただし、やむを得ない理由がある場合は、交代要員又は交代して退いた選手を 2 名の内に含めることができる。
- (7)試合はマルチボール方式により行われる。このため、主管チームは原則として 6 個(予備球は、副審 1 サイドタッチライン側中央に 1 個、各ゴールライン後方に 1 個、副審 2 サイドタッチライン側に 2 個)の試合球を用意しなければならない。ただし、MCM において、両チームの合意が得られれば、予備球の数(各ラインの外側に 1 個ずつ配置し最低 4 個配置する)の変更をすることができる。

八 試合結果の報告

- 1 試合終了後、主管チーム又は大学サッカー連盟は、次の書類により試合の結果を大会事務局宛に速やかに報告しなければならない。
 - (1)試合結果報告書
 - (2)試合の公式記録用紙
 - (3)審判報告書
 - (4)MC 報告書
 - (5)審判報告書(重要事項)
 - (6)MC 緊急報告書
- ただし、(5)及び(6)についてはある場合のみ

2 試合終了後、試合を主管チーム又は大学サッカー連盟は、審判関係の書類の写しを HSFA 審判委員長宛に速やかに郵送しなければならない。

- (1)審判報告書
- (2)審判報告書(重要事項) ただし、(2)についてはある場合のみ

九 試合運営費の支払い

- 1 試合運営費は次の通りとし、原則として試合当日に試合を主管する大学サッカー連盟が主管チームを通じて支払う。このため、大会事務局は試合を主管する大学サッカー連盟が指定する口座に試合運営費相当額を仮払い金として送金する。
 - (1)会場費
競技会で使用する会場の費用(実費)は、次により各競技会事務局が支払う。
 - ①PMC、新人戦及び I リーグ代表決定戦 原則として 1 試合あたり 3 時間の借用申請とするが、延長戦を考慮して借用申請をすることができる。ただし、可能な限り経費削減に努めなければならない。
 - ②HCFL 1 試合あたり 3 時間までの借用申請とし、実費を支払うものとするが、可能な限り経費削減に努めなければならない。
 - (2)MO への謝金及び交通費
 - (3)雑費(MO、試合運営補助員その他の役員への昼食及び飲料) ただし、(3)については試合運営上必要である場合に支給できるものとする。
 - (4)その他、試合運営上必要な費用
- 2 支払い実務を担当した主管チームは、支払額が分かる領収書(前項第(3)号)及び第(4)号については支払い明細が分かるレシートも可とする)を受け取り、試合を主管する大学サッカー連盟と試合終了後 7 日以内に精算しなければならない。
- 3 試合を主管する大学サッカー連盟は、各事務局が指定する日までに仮払い金の精算をしなければならない。中間報告を求められた場合は、指定期日までに仮払い金の額、使用済み額及び残金を報告するものとする。

十 その他

- 1 本規程は、理事会が改廃する。

十一 附則

- 1 本規程は令和 4 年 3 月日制定し、同年 4 月 1 日より施行する。

- ◆ JFA 競技会に関する規則その他の資料
 - [熱中症対策ガイドライン](#)
 - [熱中症対策ガイドラインについて \(FAQ\)](#)
- ◆ [サッカー活動中の落雷事故防止対策についての指針](#)
- ◆ [サッカーにおける脳振盪に対する指針](#)
 - [脳振盪を疑ったときのツール\(CRTS®\)](#)
 - [SCAT5](#)
- ◆ JFA 懲罰規程その他の規則
 - ◆ [懲罰規程](#)
 - ◆ [加盟チーム規則](#)
 - ◆ [サッカー選手の登録と移籍に関する規則](#)
 - ◆ [倫理規範](#)
 - ◆ [内部通報者保護規則](#)

第1節 総則

(目的)

第1条 この運営規程(以下、本規程という)は、北信越大学サッカー連盟運営規約(以下、運営規約という)第47条に基づき、北信越大学サッカー連盟(以下、本連盟という)が実施する競技会事業(以下、競技会という)の運営に関する事項について定める。

(主催競技会)

第2条 本連盟は、次の競技会を一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFA という)と共同主催する。

(1)北信越大学サッカーリーグ(1部リーグ/2部リーグ)

英文表記は、Hokushinetsu Collegiate Football League Divison1/Divison2とし、本規程その他の規則等において、HCFLと省略表記し、1部リーグ及び2部リーグを区別する必要がある場合は、それぞれをHCFL Div.1及びHCFL Div.2と表記する。

(2)北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会

英文表記は、Hokushinetsu Collegiate Football Championship, serves as the preliminary games of Prime Minister's Cup All Japan Collegiate Football Tournament とし、本規程その他の規則等においてPMCと省略表記する。

(3)インディペンデンスリーグ北信越大会

英文表記は、Hokushinetsu Independence Leagueとし、本規程その他の規則等においてIリーグと省略表記する。

(4)全日本大学サッカー新人戦北信越大会

英文表記は、Hokushinetsu Collegiate Football Championship for Rookies, serves as the preliminary games of All Japan Collegiate Football Rookies Tournamentとし、本規程その他の規則等において新人戦と省略表記する。

2 本連盟がHSFAと共同主催する全ての試合(以下、試合という)は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFAという)が定める[競技会規則](#)及び[試合運営管理規定](#)に準拠して行われる。

第2節 競技会の形式

(競技会の形式)

第3条 前条による競技会は、次の形式により実施する。

- (1)リーグ戦
- (2)トーナメント戦(リーグ入れ替え戦を含む)
- 2 リーグ戦は、リーグに所属するチームによる2回戦総当たり(ホーム&アウェイ)とする。ただし、理事会が日程作成上2回戦総当たりによるリーグ戦運営が困難と判断した場合は、1回戦総当たり又は変則リーグ戦方式としてリーグ戦を実施できる。この場合は、リーグ戦実施前年度3月31日までに所属チームに報告しなければならない。
- 3 リーグ戦における順位の設定方法は、実施要綱その他に示さなければならない。
- 4 入れ替え戦を実施する場合は、その方法を実施要綱その他に示さなければならない。
- 5 トーナメント戦は、1試合毎のノックアウト方式による。
- 6 トーナメント戦において、所定の試合時間内で勝利チームが決まらない場合は、次の順により、次回戦進出チーム(全国大会出場チームを含む)を決定する。
- (1)延長戦
- (2)ペナルティマークからのキック(以下、K F P Mという)
- 7 延長戦やK F P Mを実施しない場合は、実施要綱その他に示さなければならない。

(試合時間及びハーフタイム)

第4条 試合時間は、前後半各45分間とし、ハーフタイムは、次のいずれかとする。

- (1)ハーフタイムを15分間とする。この場合、前半終了時刻の秒単位の数字を切り捨てて後半キックオフ時刻を設定するものとする。
- (2)後半を前半キックオフ予定時刻の60分後に開始する。この場合、前半アディショナルタイムが5分以上となった試合においては、前半終了時刻の10分後を後半キックオフ時刻とする。
- 2 延長戦を行う場合は、その時間を各競技会の実施要綱その他に示さなければならない。

(競技規則)

第5条 競技規則は、JFAが毎年発行する[競技規則](#)(Laws of the Game)による。

- 2 競技会期間中に競技規則の変更^{注1)}があった場合、その適用時期については理事会がHSFAと協議し、決定する。
- 3 競技規則に定められていない事項や、競技規則を変更して競技会に適用する場合は、その内容を理事会が別に定める競技会実施要綱(以下、実施要綱と

いう)に示さなければならない。

第3節 試合の主管

(試合の主管)

第6条 試合は、HSFAを構成する北信越5県のサッカー協会(以下、各県FAという)及び各県の大学サッカー連盟が、次により主管する。

- (1)試合日時の決定と会場確保
- (2)マッチオフィシャル(主審、副審、第4の審判員及び、マッチコミッショナー；以下、MOという)の派遣
- (3)安全な試合の運営
 - ①試合実施の可否判断
 - ②会場の設営及び撤収
 - ③試合運営に必要な用具及び用品の準備
 - ④試合運営スケジュールに基づく運営
 - ⑤その他、安全な試合運営に必要な事項
- (4)試合運営に必要な費用(MOへの謝金、会場費、雑費、その他)の支払い
- (5)試合結果の報告(公式記録用紙、審判報告書(重要事項報告書を含む)及びマッチコミッショナー報告書(緊急報告書を含む)の送付又は、送信)
- (6)その他、主管試合運営に必要な事項
- 2 主管県の大学サッカー連盟は、主管する試合運営に際し可能な限り会場責任者を配置しなければならない。

第4節 試合の運営

(主管チーム)

第7条 各競技会の試合は、主管県サッカー協会所属のチームを主管チームとして運営される。同県所属チームが対戦する試合においては、各競技会事務局が主管チームを決定する。

- 2 主管チームを当該試合の「本拠地チーム / ホームチーム」、対戦チームを「遠征チーム / アウェイチーム」として扱う。
- 3 主管チームは、前条第1項で示された主管団体と共同で当該試合を運営する。
- 4 試合の運営に必要な要員は、次の通りとする。
 - (1)MO
 - (2)運営担当者(本拠地チームより2名) 運営担当者は、当該試合の運営に専従できる者とする。
 - (3)公式記録作成者(対戦チームより各1名)
 - (4)運営補助員(ボールパーソン、担架要員)
 - (5)その他試合運営に必要な要員

5 遠征チームは、試合の円滑な運営へ向け主管チームに協力しなければならない。

(試合の延期又は中止)

第8条 本連盟が主催する競技会における試合は、やむを得ない事由により、延期又は中止することができる。本規程における延期とは、前半キックオフ前に試合を行わないことを決定することをいい、中止とはキックオフ後に主審が停止又は中断した試合を再開しないこという。

2 前項におけるやむを得ない事由は、次の通りとする。

- (1)所属大学が発出する活動停止又は活動制限等
- (2)HSFAが発出する競技会事業の一時停止又は中止の指示等
- (3)各県FAが発出するHSFA競技会事業の一時停止又は制限等
- (4)その他理事会が認める事由

3 第1項による延期は、適切な理由があれば、試合実施当日を含めて対応する当該競技会事務局長が専断事項として決定することを妨げない。

4 試合会場におけるやむを得ない事由による当該試合の延期、キックオフ遅延又は中止は、主審、マッチコミッショナー、会場責任者及び対戦チーム役員(部長、顧問、監督その他チーム役員)の協議により決定することができる。

5 前項の協議においては、当該試合当日における完了へ向けて可能な限りの努力をしなければならない。

6 試合がキックオフされた後に不可抗力により、中止された試合の取り扱いは次による。

- (1)試合がキックオフされ、前半30分までに中止となった試合は、90分間の再試合を行うことができる。
- (2)試合がキックオフされ、前半30分から後半60分までの間に中止となった試合は、中止となった時点(秒単位の時間は切り捨てる)から再開試合を実施することができる。このため、対戦両チーム運営委員は、再開試合の公式記録作成用に当該中止試合の正確な記録を残さなければならない。
- (3)後半61分を過ぎてから中止となった試合は、当該試合が成立したものとみなす。
- (4)トーナメント戦形式による競技会は、前第3号により同点で試合成立となった試合において次回戦進出チーム又は全国大会等に出場するチームを決める方法を実施要項その他で示さなければならない。

7 延期若しくは中止された試合は、対応する競技会事務局が中心となり、対戦両チーム及び試合開催県の実行委員が協議したうえで、再試合又は再開試合として実施することができる。

8 延期若しくは中止された試合の再試合又は再開試合を実施できないときは、理事会においてその処理を協議し、決定する。

9 第6項及び第7項の規定に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場、得点及びアシストポイントの取り扱いについては、次の通りとする。

- (1)90分間の再試合が行われる場合は、当該試合の記録は公式記録として記録されない。ただし、当該試合において、第16条第2項に定める懲戒処分が必要な行為が行われた疑いがある場合は、本連盟規律委員会が当該行為に対する調査を行い、理事会において、その取り扱いを決定する。
- (2)第6項第2号の規定に基づき、中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される。
- (3)中止時点で後半61分が過ぎていた場合は、当該試合が成立したものとみなし、中止時点での試合記録が公式記録となる。

(審判員)

第9条 本連盟が主催する競技会における審判員は、JFAが定める審判員の資格を有する者が行う。

2 審判員が競技会における審判員に関わる業務を担当できなくなった場合は、直ちに主管県大学サッカー連盟担当者(以下、実行委員という)に報告しなければならない。

3 前項には、自然災害や審判員自身の都合により業務を担当できないと判断することを含む。

4 報告を受けた実行委員は、直ちに対応する競技会事務局及び本連盟事務局に報告するとともに、主管県FAの審判員派遣担当者に代理の審判員の派遣を依頼しなければならない。

5 試合が予定通り実施された場合、審判員には理事会が競技会ごとに定める謝金(以下、所定の謝金という)及び交通費を支払う。ただし、やむを得ぬ理由により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合、又は試合が中止になった場合の謝金及び交通費の支払いは、次のとおりとする。

- (1)試合開始前に疾病、負傷その他審判員本人に関わる事由により審判員の職務に就けなかった場合は、

所定の謝金は支払わない。

(2)審判員が会場に到着しているにもかかわらず、試合が開始されなかった場合は、所定の謝金の30%(100円未満の金額は切り上げとし、この切り上げは本規程において適用する)を支払う。

(3)第8条第1項の規定により試合途中で中止になった場合は、次のとおりとする。

①第8条第6項第1号の規定に基づき再試合が行われる場合は、所定の金額の30%を支払う。

②第8条第6項第2号の規定に基づき再開試合が行われる場合は、所定の金額の50%を支払う。

③第8条第6項第3号の規定により、試合が成立した場合は、所定の金額を支払う。

(4)審判員が試合途中の負傷等により交代した場合の謝金の支払いは、次のとおりとする。

①試合途中から責任の軽い職務に就いた審判員には、それまでの職務に対して所定の謝金の50%を支払い、責任の軽い職務に対する謝金の50%を支払う。

②試合途中から責任の重い職務についた審判員には、それまでの職務に対して所定の謝金の50%を支払い、責任の重い職務に対する謝金の50%を支払う。

③延長戦において、責任の重い職務に就いた場合は、当該職務謝金の30%を加算して支払う。

(5)審判員が試合途中から担当職務を遂行できなくなった場合は、次の通りとする。

①前半30分までに職務を遂行できなくなった場合 所定の金額の30%を支払う

②前半31分から後半15分(60分)に職務を遂行できなくなった場合 所定の金額の50%を支払う。

③後半16分(61分)以降に職務を遂行できなくなった場合 所定の金額の80%を支払う。

6 前項に関わる交通費は、実際に移動を伴った場合に限り、各競技会が定める審判員の交通費を支払う

7 本連盟が行う競技会の試合担当審判員としての活動中に生じた傷害及び損害にかかる費用については、第18条の規定によるものとする。

8 審判員への交通費の支払いは次の通りとするが、競技会実施要項その他でこれらの金額を下回ることを妨げない。

(1)往復100km未満 1,000円

(2)往復100km以上150km未満 1,500円

(3)往復150km以上200km未満 2,000円

(4)往復200km以上 移動距離(km)×10円

(5)第2号から第4号の交通費には、別途道路利用料金を給付することができる。この場合、領収書又は道利用証明書が必要書類とする。

(6)主管県協会の支給規程その他支給に関する規則がある場合は、これを優先する。

9 前項の交通費について、主管県協会の支給規程その他の規則との差額が生ずる場合は、次の通りとする。

(1)差額が1,000円以内の場合は、本連盟が負担する。

(2)差額が1,000円を超える場合は、差額の50%(100円未満切り上げ)を本連盟が追加支給することができるものとし、残金は主管連盟又は主管チームが負担するものとする。

(学生審判員の養成)

第10条 本連盟は、競技会の円滑な運営をねらいとして学生審判員を養成する。

2 各競技会事務局は、学生審判員の養成を支援しなければならない。

3 学生審判員が本連盟主催事業に派遣される場合は、第9条第8項第(1)号から第(4)号により算出される金額又は第(6)号の主管県協会支給規定その他の規則で算出される金額の低い額を支給する。

(マッチコミッショナー)

第11条 本連盟が主催する競技会には、試合ごとにJFAが定めるマッチコミッショナー(以下、MCという)の資格を有する者を派遣する。

2 前項にかかわらず、本連盟理事長が認めた者は、MCの業務を担当することができる。

第12条 MCは、派遣された試合について本連盟理事長の代理者として次の職務を遂行するものとする。

(1)試合会場及び競技施設の点検(安全点検を含む)

(2)試合の視察

(3)試合運営の視察及び運営改善へ向けた助言

(4)MC報告書の作成

(5)MC緊急報告書による重要事項の報告

(6)その他MCとして必要な職務

2 MCは、善良なる管理者としての注意義務を有するものとする。

第13条 やむを得ぬ理由によりMCの業務を担当できなくなった場合、謝金及び交通費の支払いについては、第9条の規定で示された「審判員」を「MC」と読み替える。

(ユニフォーム)

第14条 各競技会に参加するチームは、JFAが定めるユニフォーム規程に基づき3)フィールドプレイヤーとゴールキーパーがそれぞれ明確に識別できる正副2種類の組み合わせによるユニフォームを用意し、試合会場へ持参しなければならない。

2 選手番号は、プリント、貼り付け、縫い付けその他の方法により容易に脱落しないようにしなければならない。やむを得ない理由により、仮留めによる選手番号を使わなければならない場合は、試合中に脱落しないようにしなければならない。

3 上項による仮留めの選手番号が試合中に脱落した場合、主審は当該選手の選手番号の仮留めが修復されたと判断できるまで当該選手をピッチ外で待機させることができる。

第5節 表彰及び懲戒

(表彰)

第15条 本連盟は競技会においてチームと選手を表彰することができる。表彰内容は次の通りとする。

(1)チーム

- ①優勝
 - ②準優勝
 - ③3位
 - ④フェアプレー賞
- 2)選手(個人表彰)
- ①最優秀選手賞
 - ②得点王
 - ③アシスト王
 - ④ベストイレブン

2 表彰を行う場合は、当該競技会実施要綱で示されなければならない。

3 フェアプレー賞は、対象チームが5試合以上試合を行った競技会において、次の基準により選考する。

- ①警告1回につき+1ポイント(1試合警告2回による退場の場合の警告は除く)
- ②警告のうち、異議又は遅延行為によるもの1回につきさらに+1ポイント(1試合警告2回による退場の場合の警告を含む)
- ③退場1回につき+3ポイント(1試合警告2回による退場を含む)
- ④出場停止1試合につき+3ポイント
- ⑤警告・退場・退席がなかった試合は-3ポイント
- ⑥前後半のキックオフ指定時刻に遅れた場合は、遅れ1分につき1ポイント

前号による基準は、当該競技会実施要綱で示されなければならない。

4 個人表彰受賞者は、技術委員会担当理事が候補者を理事会に推薦し、決定する。

(懲戒処分)

第16条 試合において、主審より退場の処分を受けた選手及びチーム役員(監督、コーチその他のスタッフ)は、JFAが定める懲罰規程に基づき出場停止処分を科される。

2 試合中以外の競技会運営全般に関わり、懲戒処分が必要な場合は、本連盟規律委員会又は司法機関が調査したうえで、HSFA規律委員会若しくは裁定委員会に報告する。

6節 実施要項の作成

(競技会実施要綱の作成)

第17条 理事会は、第2条で示された競技会ごとに次の実施要綱を作成する。

- (1)北信越大学サッカーリーグ実施要綱
- (2)北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会実施要綱
- (3)インディペンデンスリーグ北信越大会実施要綱
- (4)全日本大学サッカー新人戦北信越大会実施要項

2 実施要綱には、必要に応じて次の事項を記載するものとする。

(1)～(16)号省略

3 理事会は、第1項の資料に加えて競技会事業を円滑に運営するため、次の資料を作成しなければならない。

- (1)実施要項細則
- (2)運営マニュアル

第7節 賠償責任の制限

(賠償責任の制限)

第18条 本連盟(共同主催者がある場合は、本条においてはこれを含む)及び会場施設管理者等は、選手、チーム役員、運営役員(MOを含む)、運営補助員及び観戦者(以下、競技会参加者)が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。但し、本連盟役員、競技会の運営役員若しくは補助員又は会場施設管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1)試合又は練習行為に起因する損害
- (2)暴動、騒乱等の参加者の行為に起因する損害
- (3)会場施設に起因する損害

- (4)天候や大地震等の自然災害に起因する損害
- (5)疫病その他の理由による緊急事態宣言及びこれに準ずる措置等が発出されたことに起因する損害
- (6)本実施要綱、その他共同主催者の定める規則、又は運営役員・補助員の指示に反した参加者の行為に起因する損害

(7)前各号に定めるほか、試合参加(観戦を含む)に際して、会場施設及びその管理区域内で発生した損害

2 前項但し書きの場合において、本連盟、又は会場施設管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。但し、本連盟若しくは会場施設管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。

3 参加者は、会場施設内において自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。

(各種保険加入状況の確認)

第19条 各競技会事務局は、選手及び役員の「傷害保険」及び「損害保険」加入状況についてチームの代表者から報告を求めることができる。

第8節 競技会の事務局

(競技会事務局)

第20条 本連盟理事会(以下、理事会という)は、競技会事業の円滑な運営を目的として次の事務局を設置する。

(1)北信越大学サッカーリーグ事務局(略称をリーグ事務局という)

(2)北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会事務局(略称を大会事務局という)

(3)北信越インディペンデンスリーグ事務局(略称をIリーグ事務局という)

2 前項の大会事務局は、全国大学サッカー新人戦北信越大会の事務局を兼ねる。

(競技会事務局が行う業務)

第21条 前条に示された各事務局は、次の業務を行う。

(1)競技会実施計画の作成

(2)競技会事業会計資料(支出計画・支出報告)の作成とその支出管理

(3)競技会事業運営資料の作成とその运营管理

①競技会プログラム(パンフレット)の作成

②競技会運営マニュアルの作成

③競技会運営状況の把握

(4)競技会運営結果に基づく報告資料の作成

(5)その他競技会事業運営に必要な業務

第9節 競技会の運営計画

(競技会運営計画の作成)

第22条 理事会は、各競技会事務局が作成する運営計画に基づき、毎年12月31日までに次年度の競技会事業計画を作成しなければならない。

2 前項による競技会運営計画を作成するため、競技会に参加を希望しないチームは、11月30日までに当該事務局及び本連盟事務局にチーム代表者(部長・顧問・監督等)名で文書により申し出なければならない。

3 競技会事業計画作成後に、チームが競技会への参加を取りやめた(辞退を含む)場合、当該チームは代表者(部長・顧問・監督等)名による理由書を本連盟会長宛に提出しなければならない。

4 本連盟は、理由書に基づき理事会において協議したうえで、当該チームに対し一定期間の競技会参加停止処分を含む処分を行うことができる。

第23条 前条第2項による文書申し出をせず、第2条の競技会に引き続き参加を希望するチームは、次の事項を確認しているものとする。

2 本連盟運営規約第5条及び第6条で定められているJFA、HSFA、各県FA、一般財団法人全日本大学サッカー連盟(以下、JUFAという)及び本連盟に登録を完了しているチーム並びに選手だけが第2条の競技会に参加できる。

3 競技会開催期間中に競技会エントリー選手の追加申請を行った場合は、出場使用とする試合の前日までに前項の登録を完了していることを証明できる選手だけが当該試合にエントリーし、出場できる。

4 JUFAが開催する全国大会の予選を兼ねる競技会に参加するチーム及び選手は、JUFAが求める参加資格と条件を具備していなければならない。

5 本連盟運営規約第10条で定める事業年度中に、本連盟登録チームから他カテゴリーの登録チームへ移籍した選手は、同一年度中に1回を限りとして本連盟登録チーム(前所属チーム)への再移籍(復帰)が認められる。

6 競技会に参加する選手は、「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」をはじめとする「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入していることとし、競技会参加中の負傷や損害賠償責任

は、原則として選手が負うものとする。

7 競技会に参加する監督及びスタッフ(以下、チームスタッフという)は、「傷害保険」並びに「損害保険」等に加わっていることが望ましい。競技会参加中の負傷や損害賠償責任は、原則として当該チームスタッフが負うものとする。

8 その他競技会毎の実施要綱で示された参加資格及び条件
(経費の負担)

第24条 試合運営に必要な費用は、本連盟が競技会毎に作成する予算の範囲内で全額又はその一部を負担する。

2 前項による負担の額について全額負担とするか、一部負担とするか、理事会が決定し、当該競技会の実施要綱に示さなければならない。

3 第1項の費用は、競技会参加チームが本連盟に支払う競技会参加料を原資とする。

4 理事長は、競技会参加料について評議員会に諮問することができる。

5 本連盟は、競技会運営経費の一部に充当するため、営利事業法人等から広告料又は協賛金その他を募ることができる。

6 参加チームは、前5項による広告料や協賛金その他を参加料の全部又は、一部に充当することができる。

7 前項を適用できる競技会は、理事会において決定し、当該競技会実施要綱で示さなければならない。

第10節 その他

(みなし開催)

第25条 第8条の規定により延期又は中止された試合について、やむを得ない事由により再試合の日程調整又は再試合を実施できなかった場合は、次による。

(1)みなし開催A 延期又は中止の理由が1チームだけにある場合は、当該チームを有責チームとして0-3の敗戦とする。

(2)みなし開催B 延期の申請(再試合日程調整後の再延期調整を含む)が対戦両チームから行われた試合について、再試合の日程を調整できなかった場合は、当

該試合を引き分けとし、0-0とする。ただし、この場合リーグ戦においては、両チームの勝ち点を0点とする。

(3)みなし開催C 再試合の日程を双方のチームに責がない事由(第8条第2項第2号若しくは第3号又は審判都合(審判派遣停止を含む))により調整できなかった場合は、当該試合を引き分けとし、0-0とする。

ただし、この場合リーグ戦においては、両チームに勝ち点2点を与える。トーナメント戦においては、担当事務局が抽選を行い、次回戦進出チームを決定する。

(4)みなし開催D 再試合の日程調整後に、双方のチームに責がない事由(第8条第2項第2号若しくは第3号又は審判都合(審判派遣停止を含む))により、結果として当該再試合を実施できなかった場合は、当該試合を引き分けとし、0-0とする。ただし、この場合リーグ戦においては、両チームに勝ち点を1点とする。トーナメント戦においては、前号による。

(改廃)

第26条 本規程は、理事会が改廃する。

(附則)

1 本規程は、令和4(2022)年3月5日制定し、同日より本連盟主催競技会の運営において適用する。

※注1：(競技規則の変更) 第5条第2項について JFA は6月から7月に競技規則の改正を通達しており、HSFAはこの改正を受け、8月に開催する北信越国体から改正された競技規則を適用することを通例としている。

※注2：(競技会実施要綱)第17条第2項第10号について

注1に基づき、実施要綱に特に年度の記載がない場合は、競技会実施前年度にJFAが発行した競技規則を適用するものとする。

※注3：[JFA ユニフォーム規程](#) 第4条 [ユニフォームの色彩]

1 ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない

表1 マッチオフィシャル謝金

MO 謝金	主審	副審	第4の審判	MC	合計	備考
Iリーグ以外	5,000 円	4,000 円	3,000 円	4,000 円	20,000 円	交通費は別途支給
Iリーグ	3,000 円	2,000 円	1,000 円	2,000 円	10,000 円	交通費を含む

表2 第8条の規定に基づく延期又は中止試合の取り扱いについて

キックオフ前	キックオフ～30分	31分～60分	61分以降
再試合実施可能		再開試合実施可能	試合成立
記録なし(注1)		記録を引き継ぐ	記録有効

表3 競技時間と謝金の支払い関係

条番号		記述内容		前半キックオフ前		前半キックオフからの時間		延長戦	
				0分	30分	HT	60分	90分	
第8条第6項		再試合又は再開試合		第1号により、再試合を行う		第2号により再開試合として行う		第3号により 試合成立とみなす	
第8条第9項		記録		第1号により、懲罰対象事案は 理事会が決定する		第2号により、再開試合へ 記録を引き継ぐ		試合成立とし 記録を有効とする	
第9条第5項 MOへの 謝金支払い		MO都合による 職務不履行		第1号により 謝金を支払わない		担当職務の履行なし			
		試合途中の中止		第2号又は第3号①による 試合中止は、 謝金の30%を支払う		第3号②による試合中止は、 謝金の50%を支払う		第3号③により、 試合成立とし、所定の 謝金を支払う	
第13条MCにつ いては第9条第5 項の審判員をMC と読み替える		審判員の途中交代		第4号①②により、それぞれの職務に対する謝金の50%+50%を支払う					
		審判員の途中離脱		第5号①により 謝金の30%を 支払う		第5号②により、 謝金の50%を支払う		第5号③により、 謝金の80%を支払う	
				延長戦において責任の重い職務に就いた場合、当該審判員に責任の重い職務の謝金の30%を加算して支払う。					

表4 MOへの交通費支払いについて

往復移動距離	100km		150km		200km	
	1,000円	1,500円	1,500円	2,500円	2,000円	3,500円
各県FA支給基準(例)	1,000円	1,500円	1,500円	2,500円	2,000円	3,500円
HCFA支給基準	1,000円	1,500円	1,500円	2,500円	2,000円	3,500円
差額	0円	-500円	0円	-1,000円	0円	-1,500円
HCFA追加分(差額の50%)	0円	500円	0円	1,000円	0円	800円
HCFA支給合計額	1,000円	1,500円	1,500円	2,500円	2,000円	3,500円
主管チーム又は各県大学連盟負担分	0円	0円	0円	0円	0円	700円
MO交通費支給額	1,000円	1,500円	1,500円	2,500円	2,000円	3,500円

9 前項の交通費について、主管県協会の支給規程その他の規則との差額が生ずる場合は、次の通りとする。

(1) 差額が1,000円以内の場合は、本連盟が負担する。

(2) 差額が1,000円を超える場合は、差額の50%(100円未満切り上げ)を本連盟が追加支給することができるものとし、残金は主管連盟又は主管チームが負担するものとする。

北信越大学サッカーリーグ実施要項

一 総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程第17条の規定に基づき、北信越大学サッカーリーグ実施要綱を定める。

二 主催(共同主催)

1 一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFAという)及び北信越大学サッカー連盟(以下、HCFAという)は、それぞれの設立目的を達成するため、相互の協力により、北信越大学サッカーリーグ(以下、このリーグという)を共同主催する。

2 このリーグには、次の役員を置く。

(1) 競技会役員

- 1) 会長 (HSFA会長)
- 2) 副会長 (各県サッカー協会会長、HCFA会長)
- 3) 委員長 (HSFA専務理事)
- 4) 副委員長 (HCFA副会長)
- 5) 委員 (HSFA常務理事、各県サッカー協会専務理事)

6) 顧問 (HCFA事務総長、HCFA参与)

(2) 運営役員

- 1) 実施委員長 (HCFA理事長)
- 2) 実施副委員長 (HCFAリーグ事務局長)
- 3) 実施委員 (HCFA理事及び実行委員)
- 4) 審判委員長 (HSFA審判委員長)
- 5) 審判副委員長 (各県サッカー協会審判委員長及びHCFA審判部長)
- 6) 技術委員長 (HCFA技術委員長)
- 7) 技術委員 (HCFA技術委員)
- 8) 医学委員長 (HSFA医学委員長)
- 9) 医学副委員長 (HCFA医事部長)
- 10) 規律委員長 (HSFA規律・裁定委員長)
- 11) 規律委員 (各県サッカー協会規律・裁定委員長及びHCFA規律委員)
- 12) 運営委員代表 (リーグ事務局担当校運営委員)
- 13) 運営委員 (参加大学運営委員)

三 主管

1 このリーグの試合は、試合が実施される県のサッカー協会と当該県大学サッカー連盟の主管により実施される。

- (1) 長野県において実施される試合
一般社団法人長野県サッカー協会及び長野県大学サッカー連盟が主管する
 - (2) 新潟県において実施される試合
一般社団法人新潟県サッカー協会及び新潟県大学サッカー連盟が主管する
 - (3) 富山県において実施される試合
公益社団法人富山県サッカー協会及び富山県大学サッカー連盟
 - (4) 石川県において実施される試合
一般社団法人石川県サッカー協会及び石川学生サッカー連盟が主管する
 - (5) 福井県において実施される試合
一般社団法人福井県サッカー協会及び福井県大学サッカー連盟が主管する
- 2 試合が実施される県の大学サッカー連盟は、北信越大学サッカー連盟リーグ事務局(以下、リーグ事務局という)が定める日までに試合実施会場を確保し、事務局へ報告しなければならない。

四 後援

このリーグを支援する団体等がある場合は、プログラム冊子等にその名称を記さなければならない。

五 協賛

このリーグを支援する団体等がある場合は、プログラム冊子等にその名称を記さなければならない。

六 開催期間

このリーグは、毎年4月に始まり、11月に終わる。

七 競技規則

- 1 競技規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFAという)発行の競技規則(Laws of the Game)による。
- 2 開催期間中に競技規則の変更があった場合、その適用時期については本連盟理事会がHSFAと協議し、決定する。

八 競技会形式

- 1 この競技会は、リーグ戦形式とし、次のチーム数による2回戦総当たり(ホーム&アウェイ方式)とする。ただし、日程作成上の理由がある場

合は、理事会において各リーグのチーム数を変更することができる。

(1) 1部リーグ 8チーム

(2) 2部リーグ 9チーム

2 このリーグの各試合は、本連盟が定める試合運営規程に基づき運営される。

3 このリーグの順位の決定方法は、次による。

(1) 勝ち点合計の多いチームを上位とする。各試合の勝ち点は、次による。

① 勝利チーム 3点

② 引分けチーム 1点

③ 敗戦チーム 0点

(2) 勝ち点合計が同じ場合は、次の①から⑤の順により決定する。

① 得失点差(総得点－総失点)

② 総得点

③ 当該チームの対戦成績の勝利数

ア 勝点

イ 得失点差

ウ 総得点数

④ フェアプレーポイント

⑤ 前年度リーグ順位

4 このリーグの順位は、前項第(1)号及び第(2)号の規定に基づきリーグ事務局が作成する資料を基に理事会において確定する。

5 優勝チームは、全日本大学サッカー選手権大会に北信越地域代表として出場する権利と義務を有する。ただし、当該大会への出場枠が2校の場合は準優勝チームを第2代表とする。

6 1部リーグにおいて、8位となったチームは、次年度2部リーグ所属となる。ただし、2部リーグ所属チームの状況又は特別の事情がある場合は、本連盟理事会において、本項の規定を変更することができる。

7 2部リーグにおいて、1位となったチームは、次年度1部リーグ所属となる。ただし、当該チームの状況又は特別の事情がある場合は、本連盟理事会において、本項の規定を変更することができる。

8 1部リーグ7位チームと2部リーグ2位チームとの間で入替戦を行う。入れ替え戦の実施は、次による。

(1) 入替戦は1部リーグ所属チームを本拠地チームとし、前後半各45分の計90分で行ない、勝利

チームを次年度1部リーグ所属とする。

(2) 入れ替え戦において90分で勝敗が決しない場合は引き分けとし、それぞれのチームは現所属リーグに留まる。

(3) 入れ替え戦は、北信越大学サッカーリーグ1部リーグ又は2部リーグの最終節試合後2週間以内に実施する。

9 1部リーグ所属チームが8月31日までにJFA3級審判以上の資格を有する帯同審判員を確保することができなかった場合は、入替戦を実施せず、当該チームを2部リーグ降格とすることができる。この決定は、本連盟理事会において行う。

10 このリーグにおける各試合は、本連盟が定める競技会運営規程第8条の規定に基づき延期又は中止することができる。

11 延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会運営規程第8条の規定に基づき処理される。

九 マッチオフィシャル

1 このリーグを円滑に運営するため、主管県サッカー協会及び同県大学サッカー連盟は相互に協力し、次のマッチオフィシャル(以下、MOという)を派遣する。

① 審判員 主審、副審及び第4の審判員

② マッチコミッショナー

2 このリーグの審判員は、試合を主管する大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会審判委員会が派遣する。ただし、やむを得ない事由により、主管県サッカー協会審判委員会が、審判員を派遣できない場合は、主管県大学サッカー連盟が学生審判員を中心として審判員を派遣して試合を実施することができる。

3 審判員の謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第9条の規定に基づき支払う。

4 このリーグの各試合におけるマッチコミッショナー(以下、MCという)は、試合の主管県大学サッカー連盟を通じて主管県サッカー協会が派遣する。

5 MCは、派遣された試合についてMC報告書を作成しなければならない。特に、選手及び役員が主審から退場処分(警告2回によるものを除く)を受けた場合や、特に本連盟理事長に報告すべき

重要な事案があった場合は、緊急報告書を作成しなければならない。

- 6 MC の謝金と交通費は別表の通りとし、延期又は中止となった試合については、本連盟競技会運営規程第 13 条の規定に基づき支払う。

十 参加(出場)資格

- 1 このリーグには、次の要件を満たしているチームだけが参加できる。
 - (1) JFA 及び一般財団法人全日本大学サッカー連盟(以下、JUFA という)の団体(チーム)登録が完了していること。
 - (2) 全日本大学サッカー選手権大会まで試合を続けられる運営体制を備えていること。
 - (3) 参加チームには、帯同審判として JFA3 級審判員以上の資格を持つ次の審判員がいること。
 - ① 1 部リーグ 3 名以上
 - ② 2 部リーグチーム 1 名以上
 - (4) 前項による審判員(以下、帯同審判員という)は、毎年 4 月 6 日までに北信越大学サッカー連盟審判部長へ報告しなければならない。期日までに上述の帯同審判員を報告できなかった 1 部リーグチームは、理事会において次年度 2 部リーグに降格処分とすることができる。
 - (5) 帯同審判は、当該大学(短期大学及び大学院を含む)の学籍を持つ者でなければならない。ただし、帯同審判員は当該大学のサッカー部員である必要はない。
 - (6) 2 部リーグチームが 1 部リーグに昇格しようとする場合、第(3)号及び第(4)号の規定を満たすことができることを 11 月開催の定時理事会に報告しなければならない。
- 2 JFA 及び JUFA への個人(選手)登録が完了している選手だけが、このリーグへの選手エントリー資格を持つ。
- 3 リーグ期間中に他種別のチームへ移籍した選手は、開催期間中 1 回に限り、元所属チームに再移籍(復帰)が認められる。
- 4 このリーグに参加する選手は、「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」をはじめとする「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していること。
- 5 チーム役員(監督及びチームスタッフ)(以下、役員という)は、次による。

- (1) 監督は、当該チームの監督として JFA 及び JUFA に登録された者であり、当該大学に監督として届けられた者であること。JFA が定める指導者 C 級コーチライセンス以上を保有していることが望ましい。
- (2) 他チームの監督として JFA に登録されている指導者は、このリーグに参加するチームの監督を兼任できない。
- (3) 開催期間中にやむを得ぬ理由により監督が交代する場合は、北信越大学サッカー連盟理事会の了承を得て交代するものとする。
- (4) このリーグに参加する役員は、JUFA に登録された者であり、「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していることが望ましい。

十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)

- 1 リーグ事務局(以下、事務局という)が定める次の方法により、このリーグに参加する選手とチームの役員名簿を提出し(以下、競技会エントリー)、参加料の納付をもって参加申込手続きを完了する。
 - (1) 事務局が定める期日までに、電磁的方法(北信越大学サッカー連盟業務マニュアル(チーム用)参照)により、競技会エントリーを行う。
 - (2) このリーグにエントリーできる選手数は、30 名までとし、内、外国籍選手は 5 名までエントリーできる。ただし、外国籍であっても、日本の義務教育を終了した者又は日本の高等学校若しくはこれに類する教育機関を卒業した者は、外国籍選手として扱わない。
 - (3) このリーグにエントリーする役員 1 名は、監督とし、試合における責任者となる。その他の役員はチームの事情により決定することができる。
- 2 参加チームは、毎年度理事会が定める参加料を、事務局が定める期日までに指定口座へ送金しなければならない。
- 3 参加料の一部又は全部として事業者からの広告協賛金を充当することができる。この場合、広告協賛金額に相当する領収書は、事業者宛で作成し、但し書きを「北信越大学サッカー選手権広告協賛金として」とし、参加チーム宛の領収書は、その差額分について作成する。

十二 表彰

優勝チームには、旧制高等学校OB杯と賞状を授与する。第2位と第3位のチームにはそれぞれ賞状を授与する。

2 全日本大学サッカー選手権大会に参加するチームには、強化費を授与する。

3 次によるフェアプレーポイントが最も少なかったチームに対し、フェアプレー賞を授与する。

(1)警告(1試合警告2回による退場の場合の警告は除く):1回につき1ポイント

(2)警告(1試合警告2回による退場の場合の警告を含む)のうち、異議または遅延行為によるもの:1回につきさらに1ポイント

(3)退場(1試合警告2回による退場を含む):1回につき3ポイント

(4)出場停止:1試合につき3ポイント

(5)警告・退場・退席がなかった試合:1試合につきマイナス3ポイント

(6)前後半のキックオフ指定時刻に遅れた場合:遅れ1分につき1ポイント(MC報告書による)

(7)フェアプレー賞は、各リーグにおいて10試合以上行ったチームを対象とする。

3 技術委員会が、最優秀選手、得点王、アシスト王及びベストイレブン(ポジションごとにリーグ試合で秀でたプレーをみせた11名)を選考し、本連盟理事会に推薦し、決定する。

十三 懲戒

1 選手又は役員の出場停止処分は、次による。

(1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこのリーグの次の試合に最低1試合エントリーすることはできない。

(2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこのリーグの次の試合に役員としてもエントリーすることはできない。

(3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。

(4)警告回数が次に示す回数となった選手及び役員は、このリーグの次の1試合にエントリーすることができない。1試合中に2回の警告を受けて退場となった場合は、その2回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。

① チームの最大試合数が9試合以下の場合:警告の累積が2回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。

② チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の場合:警告の累積が3回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。

③ チームの最大試合数が20試合以上の場合:警告の累積が4回に及んだ選手又は役員は、このリーグの次の1試合に試合エントリーすることができない。

④ ①から③の最大試合数には、入れ替え戦をカウントしない。

(5)同一年度のリーグ戦において、警告累積が再度

①のアからウに示す回数となった者は、次の2試合に試合エントリーすることができない。

(6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。

2 このリーグにおいて出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催されるJFA、JUFA、HSFA 又は各県FAの競技会において処分を実施するものとする。ただし、HSFA が本連盟と共同主催するIリーグ北信越大会は処分実施対象競技会とはならない。

3 退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする。

4 試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(ADカード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。

5 各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。

6 退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の通りとする。

(1)試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。

- (2)試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。
- (3)試合の前半に退場処分が科され役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることができるエリアに入ることにはできない。

7 このリーグの運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又は HSFA 規律・裁定委員会が処分を決定する。

十四 賠償責任の制限

1 本連盟、共同主催者及び会場施設管理者は、選手・役員・運営役員・運営補助員・観戦者(以下、競技会参加者)が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。ただし、本連盟及び共同主催者若しくは、競技会の運営役員及び補助員又は会場施設管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1)試合、または練習行為に起因する損害
- (2)暴動、騒乱等の参加者の行為に起因する損害
- (3)会場施設に起因する損害
- (4)天候や大地震等の自然災害に起因する損害
- (5)疫病その他の理由による緊急事態宣言及びこれに準ずる措置等が発出されたことに起因する損害
- (6)本実施要綱、その他共同主催者の定める規則、または運営役員・補助員の指示に反した参加者の行為に起因する損害
- (7)前各号に定めるほか、試合参加(観戦を含む)に際して、会場施設及びその管理区域内で発生した損害

2 前項ただし書きの場合において、本連盟、共同主催者又は会場施設管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。ただし、本連盟、共同主催者若しくは会場施設管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。

3 参加者は、会場施設内において自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。

十五 各種保険加入状況の確認

各チームは、原則として選手及び役員の「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」加入状況を把握しておかなければならない。

十六 その他

- 1 事務局は、全日程終了後、速やかに大会結果を作成し、本連盟事務局に報告しなければならない。
- 2 本実施要綱の改正は理事会が行う。
- 3 このリーグを円滑に運営するため、事務局は毎年度「実施要項細則」を作成し、理事会に報告した上で、参加チームに配布しなければならない。
- 4 このリーグの各試合は、本連盟が別に定める試合運営規程に則り行われる。

十七 附則

- (1)本運営要綱は、昭和 48 年 3 月 30 日より施行する。
- (2)～(20) 改正日省略
- (21)本運営要項は、令和 4 年 3 月 5 日より北信越大学サッカーリーグ実施要項として改正し、施行する。

別表 1 マッチオフィシャルの謝金及び交通費

MO	主審	副審・MC	第 4 の審判員
謝金	5,000 円	4,000 円	3,000 円
交通費は、競技会運営規程第 9 条第 8 項及び第 13 条の規定による			

十 参加(出場)資格第 4 号「(4)前項による審判員(以下、帯同審判員という)は、毎年 4 月 6 日までに北信越大学サッカー連盟審判部長へ報告しなければならない。期日までに上述の帯同審判員を報告できなかった 1 部リーグチームは、理事会において次年度 2 部リーグに降格処分とすることができる。」については、2022 年を移行期間とし、2023 年 4 月 6 日より実施する。

北信越大学サッカー選手権大会 兼、総理大臣杯全
日本大学サッカートーナメント北信越大会 実施要
項

一 総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程第 17 条
の規定に基づき、北信越大学サッカー選手権 兼、
総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越
大会実施要綱を定める。

二 主催(共同主催)

1 一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFA
という)及び北信越大学サッカー連盟(以下、HCFA
という)は、それぞれの設立目的を達成するため、
相互の協力により、北信越大学サッカー選手権 兼
総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越
大会(以下、この大会という)を共同主催する。

2 省略

(以下、省略箇所は、北信越大学サッカーリーグ実
施要項 (以下、HCFL 実施要項) 参照)

三 主管 省略

四 後援 省略

五 協賛 省略

六 開催期間

この大会は、毎年 5 月から 7 月に開催する。

七 競技規則 省略

八 競技会形式

- 1 この大会は、参加全チームによるトーナメント
戦(1 試合の結果によるノックアウト制)形式とす
る。
- 2 この大会の各試合は、本連盟が定める試合運営
規程に基づき運営される。
- 3 この大会は、前年度の北信越大学サッカーリー
グ 1 部リーグにおける成績順に上位チームを変
則シードする。シードグループとシード順は次の
通りとする。
- (1)前年度 1 位と 2 位のチームを第 1 シードグルー
プとし、準々決勝までの試合を免除する。

(2)前年度 3 位から 12 位のチームを第 2 シードグ
ループとし、1 回戦の試合を免除する。

(3)各シードグループにおけるシード順は、前年度
の成績順とする。

4 優勝チームは、総理大臣杯全日本大学サッカー
トーナメントに北信越地域代表として出場する権
利と義務を有する。ただし、当該大会への出場枠
が 2 校の場合は準優勝チームを第 2 代表とす
る。

5 この大会における各試合は、本連盟が定める競
技会運営規程第 8 条の規定に基づき延期又は中
止することができる。

6 延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会
運営規程第 8 条の規定に基づき処理される。

7 競技会運営規程第 8 条第 6 項第 4 号で示され
た規定に基づく次回戦進出チーム及び全国大会出
場チームの決定方法は次の通りとする。

(1)1 回戦から準々決勝までは、大会事務局におい
て抽選を行い、次回戦進出チームを決定する。

(2)決勝戦は、両チームの合意が得られることを条
件として、翌週に設定されている予備週を使って
の再試合又は再開試合を実施することができる。
再試合又は再開試合において勝者を決することが
できない場合は、両チームを優勝とし、前年度北
信越大学サッカーリーグの成績が上位のチームを
代表とする。

(3)再試合又は再開試合の合意が得られない場合に
おいて、一方のチームの都合により合意が得られ
ない場合は、当該チームを 2 位とする。両チー
ムの合意が得られず再試合又は再開試合を実施で
きない場合は、前号の規定により前年度北信越大
学サッカーリーグの上位チームを代表とする。

九 マッチオフィシャル 省略

十 参加(出場)資格

1 この大会には、次の要件を満たしているチーム
だけが参加できる。

(1) 省略

(2)総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントま
で試合を続けられる運営体制を備えていること。

2 省略

3 省略 (HCFL 実施要項 十第 4 項参照)

4 省略 (HCFL 実施要項 十第 5 項参照)

十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)

- 1 参加申込手続、本連盟大会事務局(以下、大会事務局)が定める次の方法により、この大会に参加する選手とチームの役員名簿を提出し(以下、競技会エントリー)、参加料の納付をもって参加申込手続きを完了する。
 - (1)大会事務局が定める期日までに、電磁的方法(北信越大学サッカー連盟業務マニュアル(チーム用)参照)により、競技会エントリーを行う。
 - (2)この大会にエントリーできる選手数は、30名までとし、内、外国籍選手は5名までエントリーできる。ただし、外国籍であっても、日本の義務教育を終了した者又は日本の高等学校若しくはこれに類する教育機関を卒業した者は、外国籍選手として扱わない。
 - (3)この大会にエントリーする役員1名は、監督とし、試合における責任者となる。その他の役員はチームの事情により決定することができる。
- 2 省略
- 3 省略

十二 表彰

- 1 優勝チームには、優勝カップと賞状を授与する。第2位と第3位のチームにはそれぞれ賞状を授与する。
- 2 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメントに参加するチームには、強化費を授与する。
- 3 技術委員会が、最優秀選手、得点王及びアシスト王を選考し、本連盟理事会に推薦し、決定する。
- 4 最優秀選手は、決勝まで勝ち進んだチームの選手から選考する。
- 5 得点王及びアシスト王は、それぞれのポイントを出場した試合数で除した数が1.0以上の選手のうち、ポイント数が最上位の選手とする。

十三 懲戒

- 1 選手又は役員の出場停止処分は、次による。
 - (1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に最低1試合エントリーすることはできない。
 - (2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に役員として

- もエントリーすることはできない。
- (3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
- (4)警告回数が累積2回となった選手及び役員は、この大会の次の1試合にエントリーすることができない。1試合中に2回の警告を受けて退場となった場合は、その2回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。
- (5)同一大会中、警告累積が再度2回となった者の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
- (6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。
- 2 この大会において出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催されるJFA、JUFA、HSFA 又は各県FAの競技会において処分を実施するものとする。ただし、HSFAが本連盟と共同主催するIリーグ北信越大会は処分実施対象競技会とはならない。
- 3 退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする。
- 4 試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(ADカード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。
- 5 各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。
- 6 退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の各号の通りとする。
 - (1)試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。
 - (2)試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。
 - (3)試合の前半に退場処分が科され役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることが

できるエリアに入ることはいけません。

- 7 この大会の運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又は HSFA 裁定委員会が処分を決定する。

十四 賠償責任の制限 省略

十五 各種保険加入状況の確認 省略

十六 その他

第 1 項～第 3 項 省略

- 4 この大会の準決勝以降の試合は、別表 2 の県において開催する。
- 5 この大会の各試合は、本連盟が別に定める試合運営規程に則り行われる。

十七 附則 省略

別表 1 マッチオフィシャルの謝金及び交通費

MO	主審	副審・MC	第 4 の審判員
謝金	5,000 円	4,000 円	3,000 円
交通費は、競技会運営規程第 9 条第 8 項及び第 13 条の規定による			

別表 2 準決勝以降の開催県

年度	2021	2022	2023	2024	2025
開催県	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県

I リーグ北信越大会実施要項

一 総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程第 17 条の規定に基づき、I リーグ北信越大会実施要綱を定める。

二 主催(共同主催)

- 1 一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFA)と北信越大学サッカー連盟(以下、HCFA)は、それぞれの設立目的を達成するため、相互の協力により、I リーグ北信越大会(以下、このリーグという)を共同主催する。

2 省略

(以下、省略箇所は、北信越大学サッカーリーグ実施要項(以下、HCFL 実施要項)参照)

三 主管

第 1 項、第 2 項 省略

- 3 試合が実施される県の大学サッカー連盟は、主管県サッカー協会審判委員会と連携して次による審判員を確保し、試合に派遣しなければならない。

(1) 審判員は、原則として大学生とし、リーグ実施年度において JFA 審判員資格を有する者とする。

(2)主審は JFA 審判員資格 3 級所有者又は 3 級以上の昇級を志す者とする

(3)副審及び第四の審判員は JFA 審判員資格 4 級以上の資格所有者とする。

四 後援 省略

五 協賛 省略

六 開催期間

このリーグは、毎年 4 月以降に始まり、11 月に終わる。

七 競技規則 省略

八 競技会形式

- 1 このリーグは、信越地域(新潟県・長野県)及び北陸地域(富山県・石川県・福井県)に分け、参加するチームがそれぞれの地域において1回戦総当たりのリーグ戦形式とする。
- 2 このリーグの各試合は、本連盟が定める試合運営規程に基づき運営される。
- 3 各リーグの日程については、参加チーム確定後に所属県大学サッカー連盟及び参加チーム間で協議し、決定する。この結果は、Iリーグ事務局(以下、事務局という)を通じて理事会に報告しなければならない。
- 4 このリーグの順位の決定方法は、次による。
 - (1)勝ち点合計の多いチームを上位とする。各試合の勝ち点は、次による。
 - ①勝利チーム3点
 - ②引分けチーム1点
 - ③敗戦チーム0点
 - (2)勝ち点合計が同じ場合は、次の①から⑤の順により決定する。
 - ①得失点差(総得点－総失点)
 - ②総得点
 - ③当該チームの対戦成績の勝利数ア勝点イ得失点差ウ総得点数)
 - ④フェアプレーポイント
 - ⑤上項によっても順位が同じ場合で、かつ順位を決定する必要があるときは、抽選により決定する。
- 5 優勝チームは、アットホームカップインディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル大会に北信越地域代表として出場する権利と義務を有する。
ただし、当該大会への出場枠が2校の場合は準優勝チームを第2代表とする。
- 6 同じ大学から複数チームが出場している場合、原則としてチーム間の選手移籍は、5名までとする。
- 7 前項にかかわらず、やむを得ない事由により、同一大学チーム間の選手移籍が必要となった場合、試合前日までにIリーグ事務局長の承認を得ることで、同一大学の別チーム登録選手を移籍して、このリーグに参加を継続することができる。ただし、当該事案が生じた時点で両チームともオープン参加となり、チーム及び選手は表彰対象から除外される。
- 8 オープン参加となった後も第11項の懲戒に関

わる事項は、継続して適用される。

- 9 このリーグにおける各試合は、本連盟が定める競技会運営規程第8条の規定に基づき延期又は中止することができる。
- 10 延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会運営規程第8条の規定に基づき処理される。

九 マッチオフィシャル 省略

十 参加(出場)資格

- 1 このリーグには、次の要件を満たしているチームだけが参加できる。
 - (1)省略
 - (2)アットホームカップインディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル大会まで試合を続けられる運営体制を備えていること。
 - (3)参加各1チームにつき、帯同審判員(当該年度JFA4級審判員有資格者)が3名以上いること。
 - (4)チーム参加資格1項から3項で示された条件を満たせば、このリーグに1大学から複数のチームが参加できる。この場合、第1のチームを〇〇大学Aとし、以下大学名の後にB、Cの順にチーム識別記号を付けるものとする。
- 2 省略
- 3 原則としてこのリーグにエントリーされた選手は、同一年度に開催される全日本大学サッカー選手権大会に選手エントリーできない。ただし、当該大会の規定等で認められている要件を満たす選手は、この限りではない。^{注1}
- 4 第2項及び第3項の規定に関わらず、所属大学のトップチームの選手として本連盟主催競技会の試合に出場した経験のある選手については、このリーグの試合エントリーを制限することができる。
 - (1)HCFL1部リーグの直近の試合において、先発出場した選手はこのリーグの試合にエントリーできない。
 - (2)HCFL2部リーグに所属するチームの選手には制限を設けない。
- 5 開催期間中、選手のけが等により試合を実施するために必要な選手数を確保^{注2}することができなくなった場合、試合前日までにIリーグ事務局長の承認を得ることで、出場資格のない選手を追加登録して、このリーグに参加し続けることが

できるものとするが、当該チームはこのリーグの準加盟チームとして取り扱うものとする。

- 6 第1項第4号の規定により複数チームが参加している大学におけるチーム間の移籍は、1リーグが定める競技会エントリー変更時にのみ可能とし、その回数はこのリーグ期間中に3回までとする。^{注3}
- 7 選手の参加資格に疑義等がある場合は、北信越大学サッカー連盟理事会が参加資格を審議し決定する。
- 8 北信越代表決定戦においては、選手数が15名以上30名以内の試合エントリーを必須とし、第1項第(2)号のインディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル大会登録も同じ選手としなければならない。

9 省略

10 チーム役員(監督及びチームスタッフ)(以下、役員という)は、次による。

(1)監督は、当該チームの監督としてJFA及びJUFAに登録された者であり、当該大学に監督、スタッフ又は選手として届けられた者であること。JFAが定める指導者ライセンスC級コーチライセンス以上を保有していることが望ましい。

(2)号(3)号省略

(4)第(1)号の規定に関わらず、1大学から複数のチームが参加する大学においては、JUFAに登録されたチームスタッフ又は選手を監督とすることができる。

(5)省略

十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)

1 参加申込手続、事務局が定める次の方法により、このリーグに参加する選手とチームの役員名簿を提出し(以下、競技会エントリー)、参加料の納付をもって参加申込手続を完了する。

(1)事務局が定める期日までに、電磁的方法(北信越大学サッカー連盟業務マニュアル(チーム用)参照)により、競技会エントリーを行う。

(2)参加1チームあたりエントリーできる選手数は、35名までとし、内、外国籍選手は5名までエントリーできる。ただし、外国籍であっても、日本の義務教育を終了した者又は日本の高等学校若しくはこれに類する教育機関を卒業した者は、

外国籍選手として扱わない。

(3)このリーグにエントリーする役員1名は、監督とし、試合における責任者となる。その他の役員はチームの事情により決定することができる。

2 参加チームは、毎年度理事会が定める参加料を、事務局が定める期日までに指定口座へ送金しなければならない。

3 参加料の一部又は全部として事業者からの広告協賛金を充当することができる。この場合、広告協賛金額に相当する領収書は、事業者宛で作成し、但し書きを「北信越大学サッカー選手権広告協賛金として」とし、参加チーム宛の領収書は、その差額分について作成する。

十二 表彰

- 1 優勝チームと準優勝チームに賞状を授与する。
- 2 表彰式は北信越代表決定戦後に行う。
- 3 アットホームカップインディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル大会に出場するチームには、強化費を授与する。
- 4 最優秀選手1名を表彰する。最優秀選手は、優勝チームからの推薦による。

十三 懲戒

- 1 選手又は役員の出場停止処分は、次による。
 - (1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこのリーグの次の試合に最低1試合エントリーすることはできない。
 - (2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に役員としてもエントリーすることはできない。
 - (3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
 - (4)警告回数が累積2回となった選手及び役員は、この大会の次の1試合にエントリーすることができない。1試合中に2回の警告を受けて退場となった場合は、その2回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。
 - (5)同一年度のリーグ戦において、警告累積が再度2回となった者は、次の2試合にエントリーすることができない。
 - (6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分

と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。

- 2 このリーグにおいて出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催される JFA、JUFA、HSFA 又は各県 FA の競技会において処分を実施するものとする。
- 3 退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする。
- 4 試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(AD カード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。
- 5 各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。
- 6 退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の各号の通りとする。
 - (1) 試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。
 - (2) 試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。
 - (3) 試合の前半に退場処分が科された役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることができるエリアに入ることにはできない。
- 7 このリーグの運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又は HSFA 規律・裁定委員会が処分を決定する。

十四 賠償責任の制限 省略

十五 各種保険加入状況の確認 省略

十六 その他

第 1 項及び第 2 項 省略

- 3 このリーグの各試合は、原則として本連盟試合運営規程に則り行われる。

十七 附則 省略

注 1	JCFA 作成大会エントリー作成上の注意 4. 選手情報 I リーグ全国と全日本大学サッカー選手権大会の二重登録は、認められません。但し、I リーグ全国に出場した選手を I リーグ全国終了後に全日本大学サッカー選手権大会に追加登録することは認めます。
注 2	試合を実施するために必要な選手数とは GK の交代要員を含め 13 名以上とする。GK の交代は、フィールドプレーヤーとして試合エントリーされた選手が GK に交代することを含める。
注 3	同一大学チーム間におけるチーム移籍の例 ① A チーム→B チーム→A チーム ② C チーム→B チーム→A チーム

別表 1 マッチオフィシャルの謝金

MO	主審	副審・MC	第 4 の審判員
謝金	3,000 円	2,000 円	1,000 円
謝金には、交通費が含まれる			

全日本大学サッカー新人戦北信越大会実施要項 (案)

一 総則

北信越大学サッカー連盟競技会運営規程 17 条の規定に基づき、全日本大学サッカー新人戦北信越大会(仮称)実施要綱を定める。

二 主催(共同主催)

1 一般社団法人北信越サッカー協会(以下、HSFA という)及び北信越大学サッカー連盟(以下、HCFA という)は、それぞれの設立目的を達成するため、相互の協力により、全日本大学サッカー新人戦北信越大会(仮称)(以下、この大会という)を共同主催する。

2 省略

(以下、省略箇所は、北信越大学サッカーリーグ実施要項(以下、HCFL 実施要項)参照)

三 主管 省略

四 後援 省略

五 協賛 省略

六 開催期間

この大会は、毎年 10 月から 12 月に開催する。

七 競技規則 省略

八 競技会形式

- 1 この大会は、参加チーム所属の 1 年生及び 2 年生が参加して実施する。
- 2 この大会は、参加全チームによるトーナメント戦(1 試合の結果によるノックアウト制)形式とする。
- 2 この大会の各試合は、本連盟が定める試合運営規程に基づき運営される。
- 3 この大会は、実施年度の北信越大学サッカーリーグ 1 部リーグ前期における成績順に上位チームを変則シードする。
- 3 シードグループとシード順は次の通りとする。
(1)実施前年度 1 部リーグ前期終了時に 1 最上位と次順の参加チームを第 1 シードグループとし、準々決勝までの試合を免除する。

(2)残りの 1 部リーグチームを第 2 シードグループとし、前期終了時点での順位に基づき 1 回戦の試合を免除することができる。

4 優勝チームは、全日本大学サッカー新人戦に北信越地域代表として出場する権利と義務を有する。ただし、当該大会への出場枠が 2 校の場合は準優勝チームを第 2 代表とする。

5 この大会における各試合は、本連盟が定める競技会運営規程第 8 条の規定に基づき延期又は中止することができる。

6 延期又は中止された試合の取り扱いは、競技会運営規程第 8 条の規定に基づき処理される。

7 競技会運営規程第 8 条 6 項第 4 号で示された規定に基づく次回戦進出チーム及び全国大会出場チームの決定方法は次の通りとする。

(1)1 回戦から準々決勝までは、大会事務局において抽選を行い、次回戦進出チームを決定する。

(2)決勝戦は、両チームの合意が得られることを条件として、翌週に設定されている予備週を使っての再試合又は再開試合を実施することができる。再試合又は再開試合において勝者を決することができない場合は、両チームを優勝とし、当該年度北信越大学サッカーリーグの成績が上位のチームを代表とする。

(3)再試合又は再開試合の合意が得られない場合において、一方のチームの都合により合意が得られない場合は、当該チームを 2 位とする。両チームの合意が得られず再試合又は再開試合を実施できない場合は、前号の規定により当該年度北信越大学サッカーリーグの上位チームを代表とする。

九 マッチオフィシャル 省略

十 参加(出場)資格

1 この大会には、次の要件を満たしているチームだけが参加できる。

(1)JFA 及び一般財団法人全日本大学サッカー連盟(以下、JUFA という)の団体(チーム)登録が完了していること。

(2)全日本大学サッカー新人戦まで試合を続けられる運営体制を備えていること。

2 JFA 及び JUFA への個人(選手)登録が完了している 1 年生と 2 年生の選手だけが、この大会への選手エントリー資格を持つ。

3 この大会に参加する選手は、「学生教育研究災害傷害保険」や「学研災付帯賠償責任保険」をはじめとする「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していること。

4 チーム役員(監督及びチームスタッフ)(以下、役員という)は、次による。

- (1)監督は、当該チームの監督として JFA 及び JUFA に登録された者であり、当該大学に監督として届けられた者であること。JFA が定める指導者 C 級コーチライセンス以上を保有していることが望ましい。
- (2)他チームの監督として JFA に登録されている指導者は、この大会に参加するチームの監督を兼任できない。
- (3)開催期間中にやむを得ぬ理由により監督が交代する場合は、北信越大学サッカー連盟理事会の了承を得て交代するものとする。
- (4)この大会に参加する役員は、JUFA に登録された者であり、「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入していることが望ましい。

十一 参加申込(競技会エントリーと参加料の納付)

- 1 参加申込手続、本連盟大会事務局(以下、大会事務局)が定める次の方法により、この大会に参加する選手とチームの役員名簿を提出し(以下、競技会エントリー)、参加料の納付をもって参加申込手続を完了する。
 - (1)大会事務局が定める期日までに、電磁的方法(北信越大学サッカー連盟業務マニュアル(チーム用)参照)により、競技会エントリーを行う。
 - (2)この大会にエントリーできる選手数は、30 名までとし、内、外国籍選手は 5 名までエントリーできる。ただし、外国籍であっても、日本の義務教育を終了した者又は日本の高等学校若しくはこれに類する教育機関を卒業した者は、外国籍選手として扱わない。
 - (3)この大会にエントリーする役員 1 名は、監督とし、試合における責任者となる。その他の役員はチームの事情により決定することができる。
- 2 参加チームは、毎年度理事会が定める参加料を、事務局が定める期日までに指定口座へ送金しなければならない。
- 3 参加料の一部又は全部として法人等の広告協賛金を充当することができる。この場合、広告協賛

金額に相当する領収書は、当該法人宛で作成し、但し書きを「北信越大学サッカー選手権広告協賛金として」とする。参加チーム宛の領収書は、その差額分について作成する。

十二 表彰

- 1 優勝チームには、優勝カップと賞状を授与する。第 2 位と第 3 位のチームにはそれぞれ賞状を授与する。
- 2 全日本大学サッカー新人戦に参加するチームには、強化費を授与する。
- 3 技術委員会が、最優秀選手、得点王及びアシスト王を選考し、本連盟理事会に推薦し、決定する。
- 4 最優秀選手は、決勝まで勝ち進んだチームの選手から選考する。
- 5 得点王及びアシスト王は、それぞれのポイントを出場した試合数で除した数が 1.0 以上の選手のうち、ポイント数が最上位の選手とする。

十三 懲戒

- 1 選手又は役員の出場停止処分は、次による。
 - (1)主審により退場を命じられた選手及び役員は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に最低 1 試合エントリーすることはできない。
 - (2)主審により退場を命じられた選手は、当該試合以降に行われるこの大会の次の試合に役員としてもエントリーすることはできない。
 - (3)以後の処分及び追加の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
 - (4)警告回数が累積 2 回となった選手及び役員は、この大会の次の 1 試合にエントリーすることができない。1 試合中に 2 回の警告を受けて退場となった場合は、その 2 回の警告は累積警告数にカウントされない。累積警告は、同一大会中に選手又は役員として受けた警告を通算してカウントする。
 - (5)同一大会中、警告累積が再度 2 回となった者の処分等については、HSFA 規律・裁定委員会が決定する。
 - (6)HSFA 規律・裁定委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止処分が重なった場合は、規律・裁定委員会による出場停止処分を優先する。

2 この大会において出場停止処分を完了できなかった場合は、直近に開催される JFA、JUFA、HSFA 又は各県 FA の競技会において処分を実施するものとする。ただし、HSFA が本連盟と共同主催する I リーグ北信越大会は処分実施対象競技会とはならない。

3 退場による出場停止処分の未消化分がある場合には、翌シーズンに持ち越すものとし、卒業により他チームで登録する場合は、そのチームで処分を行うものとする

⑨試合エントリーされていない役員は、試合中にフィールドのほか、テクニカルエリア、更衣室を含む区域(AD カード等の入場証が使用される場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできない。

⑩各チームの代表者(部長、顧問及び監督等)は、選手及び役員の出場停止処分と付随する活動制限の適切な執行に関し、責任と義務を負う。

2 退場処分を受けた役員の当該試合における活動制限は、次の各号の通りとする。

(1)試合中に退場処分が科された役員は、ピッチ周辺及びテクニカルエリアに留まることはできない。

(2)試合中に退場処分が科された役員は、選手等への対面による直接の指示を出すことはできない。

(3)試合の前半に退場処分が科され役員はハーフタイム中に更衣室を含め選手に指示を与えることができるエリアに入ることにはできない。

3 この大会の運営に際し、試合エントリーされた選手及び役員に加え、競技役員及び運営補助員その他の関係者が公序良俗から逸脱する行為を行った場合は、本連盟規律委員会が調査し、理事会に報告したうえで、本連盟理事会又は HSFA 裁定委員会が処分を決定する。

十四 賠償責任の制限 省略

十五 各種保険加入状況の確認 省略

十六 その他

第 1 項及び第 2 項 省略

3 この大会を円滑に運営するため、事務局は毎年度「実施要項細則」を作成し、理事会に報告した上で、参加チームに配布しなければならない。

4 この大会の各試合は、本連盟が別に定める試合

運営規程に則り行われる。

十七 附則 省略

別表 I マッチオフィシャルの謝金及び交通費

MO	主審	副審・MC	第 4 の審判員
謝金	5,000 円	4,000 円	3,000 円
交通費は、競技会運営規程第 9 条第 8 項及び第 13 条の規定による			

北信越大学サッカー連盟運営規約
(令和4年3月5日改正版)

第一章 総則

(名称)

第1条 この団体は、北信越大学サッカー連盟(英文名:Hokushinetsu Collegiate Football Association)と称する(以下、この連盟という)。

(目的)

第2条 この連盟は、北信越地域各県大学サッカー連盟相互の連携協調を図り、大学サッカーの総合的發展に寄与することに加え、社会に貢献できる人材及びスポーツ文化発展のリーダーとなり得る人材を養成することを目的とする。

(組織)

第3条 この連盟は、次に示す県(以下、北信越地域という)にキャンパスを置く大学を代表して一般財団法人全日本大学サッカー連盟に加盟する団体(以下、加盟団体という)で組織する。

(1)～(5)省略

2 第1項の大学を代表する団体とは、当該大学の専任教員又は正規職員が代表者(部長若しくは顧問)となっている大学に公認された団体(サッカー部等)をいう。

3 前項による代表者は、この連盟が行う事業に際し加盟団体の統括責任者となる。

4 第1項にかかわらず、練習を日常的に行うことが困難等のやむを得ない理由がある場合、キャンパス単位での加盟を認める場合がある。

(事務所)

第4条 この連盟の事務所は、連盟事務局長が指定するところに置く。

第二章 登録

(登録)

第5条 加盟団体及び所属選手は、大学が所在する県のサッカー協会を通じて[公益財団法人日本サッカー協会](#)(以下、JFA という)、[一般財団法人全日本大学サッカー連盟](#)(以下、JUFA という)及びこの連盟に登録しなければならない。

(登録料)

第6条 加盟団体及び所属選手は、次の登録料を納付しなければならない。

(1)チーム登録料

①JFA チーム(団体)登録料

②JUFA チーム(団体)登録料

③北信越大学サッカー連盟チーム(団体)登録料
(2)選手登録料

①JFA 選手(個人)登録料

②JUFA 選手(個人)登録料

③北信越大学サッカー連盟選手登録料

2 前項第1号③及び第2号③の登録料の額は、理事会が評議員会に諮問し、別に定める。

3 第1項のJFA 登録料は、所属県サッカー協会(以下、各県サッカー協会という)及び北信越サッカー協会(以下、HSFA という)がそれぞれ定める登録料を含む。

第三章 事業

(事業)

第7条 この連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)競技会事業

①北信越大学サッカーリーグ(略称をHCFL とする)

②北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会(略称をPMC とする)

③インディペンデンスリーグ北信越大会(略称をIリーグとする)

④北信越大学サッカー新人戦(略称を新人戦とする)

(2)強化事業

①選手の育成及び強化に関する事業

②地域選抜チームの強化に関する事業

③加盟チームの強化に関する事業

④その他強化事業

(3)審判員養成に関する事業

(4)人材育成事業

①自立し社会に貢献できる人材の育成事業

②スポーツ文化の発展に貢献できる人材の育成事業

(5)その他この連盟の目的達成に必要な事業

(公告の方法)第8条 省略

第四章 資産及び会計

(剰余金の分配制限)第9条 省略

(事業年度)第10条 省略

(事業報告及び決算)第11条 省略

第五章 評議員

(評議員)第12条 省略

(評議員の資格)第13条 省略

(評議員の選任及び解任)第14条 省略

(評議員の職務及び権限)第15条 省略

(評議員の任期)第16条 省略

(評議員会の決議)第17条 省略

(評議員会の議事録)第18条 省略

第六章 役員

(役員の設置)

第19条 この連盟に、次の役員を置く。

(1)理事7名以上

(2)監事1名以上

(3)理事長1名 理事より1名

(4)事務局長

①連盟事務局長 理事より1名

②リーグ事務局長 理事より1名

③大会事務局長 理事より1名

④Iリーグ事務局長 理事より1名

第2項～第5項 省略

(役員の資格)第20条 省略

(理事及び監事の選任並びに解任)第21条 省略

(理事の職務及び権限)第22条 省略

(監事の職務及び権限)第23条 省略

(役員の任期)第24条 省略

(会長及び副会長の職務及び権限)第25条 省略

(評議員に対する報酬等)第27条 省略

(役員に対する報酬等)第28条 省略

第七章 理事会

(理事会の構成)第29条 省略

(理事会の権限)第30条 省略

(理事会の招集)第31条 省略

(臨時理事会)第32条 省略

(理事会の議長)第33条 省略

(理事会の決議)第34条 省略

(理事会の議事録)第35条 省略

第八章 運営委員及び運営委員会

(競技会運営担当者)

第36条 この連盟の事業を円滑に遂行するため、加盟団体は学生より2名の運営委員を選出しなければならない。

(運営委員会)

第37条 理事長は次の運営委員会を召集する。

(1)定時運営委員会 3月に開催する

(2)臨時運営委員会 必要に応じて開催する

2 運営委員会においては、運営委員が担当する業務その他について確認する。

3 理事長は、運営委員会開催に際し、加盟団体の代表者(部長、監督又は顧問)を同時に招集することができる。

4 前項による運営委員会は、代表者会議(兼、運営委員会)として開催する。

5 運営委員の活動及び前項の活動に要する経費は、運営委員及び代表者が所属する加盟団体が負担する。

第九章 参与

(参与)第38条 省略

(参与の職務)第39条 省略

第十章 事務局

(事務局の設置)

第40条 この連盟の事務を処理するため、次の事務局を設置する。

(1)連盟事務局

(2)リーグ事務局(HCFL 担当)

(3)大会事務局(北信越大学サッカー選手権 兼、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント北信越大会及び全日本大学サッカー新人戦大会担当)

(4)Iリーグ事務局(Iリーグ北信越大会担当)

2 各事務局には事務局長を置く。

3 各事務局長は、理事より選定する。

4 各事務局の運営は、理事会が別に定める。

第十一章 委員会及び部会

(委員会及び部会の設置)

第41条 この連盟には、事業遂行のために次の委員会及び部会を設置する。

(1)委員会

①号～③号 省略

(2)部会

①審判部会

②医事運営部会

③競技実行委員会大会部会

④競技実行委員会リーグ部会

⑤競技実行委員会 I リーグ部会

⑥競技実行委員会新人戦部会

2 前項第2号③から⑥の部会は、各事務局が必要に応じて設置することができる。

(規程の制定)

第42条 この連盟が設置する委員会及び部会の運営に関しては理事会が別に定める。

2 前項にかかわらず、前条第1項第2号③から⑥の部会の運営に関しては、担当事務局が定めることができる。

第十二章 司法機関

(司法機関)

第43条 この連盟には、諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定する司法機関として裁定委員会を設置する。

2 裁定委員会は、非常設委員会として、裁定事案が生じた場合に一班社団法人北信越サッカー協会と連携して、理事会が都度設置する。

3 この連盟の理事は、裁定委員会の委員を兼務することができない。ただし、理事長、副理事長又は連盟事務局長が事務担当者として委員会に参加できる。

4 裁定委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第十三章 運営規約の変更及び解散

(運営規約の変更)第44条 省略

(解散)第45条 省略

(残余財産の帰属)第46条 省略

第十四章 補則

(規程・規約の制定)

第47条 この運営規約に定めるもののほか、この連盟の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

(準用規定)

第48条 本運営規約又は前条の各種規程・規則(細則を含む)で規定されていない事項については、次の順序により規程・規則(細則を含む)を準用する。

(1)JFA

(2)JUFA

(3)HSFA

2 前項で規定されていない事項については、理事

会において協議し、決定する。

第十五章 附則

第49条 本規約は昭和52年4月1日より施行する。

第2項～第5項の改正日省略

6 本規約は令和4年3月5日改正する。